

非核平和都市条例施行20周年記念事業

詳細 政策推進課 ☎(32)6039

苫小牧市には非核平和都市条例があることを知っていますか？

苫小牧市は北海道で唯一となる「非核平和都市条例」を制定しているまちです。

条例では恒久平和と核兵器のない平和の実現に向け努力していくことをうたっており、平成14年4月1日に施行されました。

令和4年度は条例施行から20年という節目の年となることから、一人でも多くの皆さんに平和について考えていただけるようさまざまな事業を展開します。



今年の取り組み予定

■ヒロシマ原爆資料展

7月30日(土)～8月21日(日)
アイビープラザ

広島市との共催により、広島平和記念資料館が所蔵する、原爆が投下された当時の貴重な資料やパネルを展示する資料展を行います。



寄贈/瀬川真澄(せがわますみ)氏
所蔵/広島平和記念資料館

■映画「ヒロシマ ナガサキ 最後の二重被爆者」
上映会および二重被爆講演会

7月31日(日) 市民会館

広島と長崎で二重被爆した方を題材にした映画の上映会を行います。また、二重被爆した方の家族をお招きし、その思いを語り継ぐ講演会を開催します。

■中学生広島派遣事業

8月1日(月)～3日(水)

次代を担う子どもたちの平和に対する意識醸成を図るため、市内の中学生5人を広島県に派遣し、平和記念資料館などの見学を通して戦争の悲惨さや原爆の恐ろしさを学びます。

■被爆体験証言会

8月13日(土) アイビープラザ

昭和20年8月に広島で実際に被爆した方をお招きし、自身の被爆体験を語っていただきます。

■平和祈念式典

8月15日(月) 市民会館

戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝え、市民一人一人が平和を守ることの大切さを考え、平和の誓いを新たにするための式典を行います。広島に派遣された中学生による体験発表会も行います。

苫小牧市非核平和都市条例

わたしたち苫小牧市民は、安全で健やかに心ゆたかに生きられるように、平和を愛するすべての国の人々と共に、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、国是である非核三原則の趣旨を踏まえ核兵器のない平和の実現に努力していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の平和行政に関する基本的事項を定め、市民が安全で健やかに心ゆたかに生活できる環境を確保し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(恒久平和の意義等の普及)

第2条 市は、日本国憲法に規定する恒久平和の意義及び国是である非核三原則の趣旨について、広く市民に普及するように努めるものとする。

(平和に関する交流の推進)

第3条 市は、他の都市との平和に関する交流を推進するように努めるものとする。

(その他平和に関する事業の推進)

第4条 市は、前2条に定めるもののほか、平和の推進に資すると認める事業を行うように努めるものとする。

(平和の維持に係る協議等)

第5条 市長は、本市において、国是である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合は、関係機関に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(核兵器の実験等に対する反対の表明)

第6条 市長は、核兵器の実験等が行われた場合は、関係機関に対し、当該実験等に対する反対の旨の意見を表明するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成14年4月1日公布)